

インボイス対応の請求書様式について

10月から始まる消費税インボイス制度に対応した請求書様式(豊田市上下水道事業用)を作成いたしました。この様式は、適格請求書(インボイス)制度開始前からご利用いただけます。

また、適格請求書(インボイス)発行事業者としての登録を受けていない方もこの様式をご利用いただけます。ただし、豊田市長あての請求書には使用できませんのでご注意ください。

請求書様式は豊田市のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

○豊田市ホームページ(<https://www.city.toyota.aichi.jp>) ⇒ 事業者向け情報 ⇒ 手続き・届出 ⇒ 入札契約関連 ⇒ 豊田市・豊田市上下水道局指定請求書 ⇒ 豊田市上下水道事業用請求書(インボイス対応)

事業者の皆さまへのお願い

・上下水道局へ請求書を提出いただく消費税の課税事業者様は、適格請求書(インボイス)の発行をお願いいたします。発行していただく適格請求書(インボイス)は、以下の項目が記載されたものであれば、独自の請求書でもかまいません。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日(課税資産の譲渡等(納品・検査)を行った日)
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の名称(豊田市事業管理者あて)

・公共工事の前払金の請求の際は、適格請求書(インボイス)の必要はありません。出来高部分払や完成払の時に前払金相当額と合算した金額での適格請求書(インボイス)が必要となりますので、請求時に担当課職員にご確認ください。

・適格請求書(インボイス)を発行するためには、令和5年9月30日までに適格請求書(インボイス)発行事業者になるための登録手続きが必要です。手続きにつきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 豊田市役所 上下水道局 経営管理課
電話 : (0565)34-6623